

小平市議会定例会一般質問通告書

再質問の方式

- 1 一括質問一括答弁方式
- 2 一問一答方式

質問件名 未利用食品の循環を小平市のなかで行うことについて

質問要旨 (初めに質問全体の趣旨、次に具体的な質問内容を項目別に記入してください)

2015年4月施行された生活困窮者自立支援法に基づき、小平市では社会福祉協議会に委託して、こたいら生活相談支援センターが開設されました。よせられた相談に寄り添い、生活困窮者の自立に向け、さまざま支援を行っているなかで、フードバンクを通じ未利用食品を提供しています。

また、資源循環課が小平市ごみ減量推進実行委員会と協働で行っているリサイクルきゃらばんやごみゼロフリマ、環境フェスティバルなどで未利用食品を回収しフードバンクに送っています。回収した未利用食品を遠くのフードバンクに送って、そこからまた受け取っている状態です。

必要なものは小平市のなかで循環できる仕組みができるよう、以下質問します。

- 1、こたいら生活相談支援センターで2015年に受けた相談人数と、2016年にこれまで相談を受けた直近の人数をお示ください。また、その中でフードバンクを通じ支援を受けられた方はそれぞれ何人ですか。
- 2、小平市が、未利用食品を回収するようになった経緯をお示ください。
- 3、リサイクルきゃらばんで回収した未利用食品はどんなものが多いですか。また、どのくらいの量ですか。
- 4、小平市の防災備蓄用食品の消費期限が近いものは買い換えの必要があります。防災訓練や防災教育などさまざまな機会に利用しても使いきれないものをフードバンクに提供するお考えはありますか。
- 5、リサイクルきゃらばんやイベントで回収した未利用食品のうち必要なものを、小平市のなかで循環させることは可能ですか。

上記のとおり、小平市議会会議規則第57条第2項により通告します。

平成28年11月17日 小平市議会議長 殿 小平市議会議員 氏名 さとう 悦子

受付番号【 】

26	25	24	23

-(/)